

工事等成績評定に関する苦情処理審査会設置要綱

平成16年8月6日
公社要綱第30号

改正 平成20年 5月30日 公社要綱第15号（い）平成25年 6月 7日 公社要綱第19号（ろ）

（目的）

第1条 この要綱は、工事等成績評定要綱（平成15年公社要綱第10号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づく苦情申立機関として設置する苦情処理審査会（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、成績評定結果の公正性及び透明性を確保することを目的とする。

（構成）

第2条 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、理事（総務担当）とする。（ろ）

3 委員は、理事（その業務を所掌する担当）及び総務部長とする。（ろ）

（委員長の職務及び代理）

第3条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第4条 審査会は、委員長が招集する。

（開催及び議決）

第5条 審査会は、委員の全員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、委員の全員一致でこれを決する。

（審査会に申出ることができる苦情の範囲）

第6条 要綱第12条に規定する工事成績評定又は業務成績評定の結果について、その内容を不服とする工事請負業者又は業務受託者（以下「請負業者等」という。）は、審査会に対し、苦情の申立てができるものとする。

（苦情申立ての方法）

第7条 請負業者等は、要綱第12条に規定する工事成績評定通知書又は業務成績評定通知書を受領した日の翌日から起算して14日間に限り、当該工事等を主管する課長に説明を求めることができる。

2 請負業者は、前項に規定する説明に不服の場合、説明を受けた日の翌日から起算して10日間に限り、別記様式第1号による申立書を用い、審査会に対して苦情の申立てを行

うことができる。

(審査会における調査等)

第8条 審査会は、前条の規定による苦情の申立てがあったときは、関係者から事情聴取及び資料の提出を求め、当該成績評定の内容について調査を行う。

2 審査会は、調査のために必要があると認めるとき、当該請負業者等及び当該評定を行った評定者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 審査会は、前2項の規定により行った審議の結果について、審査会開催日の翌日から起算して10日間以内に、別記様式第2号による回答書を用い、当該請負業者等にその結果を回答しなければならない。

4 審査会は、第1項及び第2項の規定により行った調査の結果、必要があると認めるときは、主管部長を通じて、評定者に対し、再度成績評定を行うことを求めることができる。(い)

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部総務課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月16日から施行する。

附 則 (い)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (ろ)

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

別記様式第1号 (第7条関係)

申立書

別記様式第2号 (第8条関係)

回答書

別記様式第1号（第7条関係）

申 立 書

年 月 日

東京都住宅供給公社
工事等成績評定に関する苦情処理審査会委員長 殿

（申立者の住所、商号、氏名等）
住所 〒

電話番号
商号又は名称
代表者氏名

印

1 工事等件名

2 申立事項

3 2の根拠となる事項

別記様式第2号（第8条関係）

回 答 書

年 月 日

（申立者の商号、氏名）

商号又は名称

代表者氏名

殿

東京都住宅供給公社

工事等成績評定に関する苦情処理審査会

委員長

印

1 工事等件名

2 申立事項

3 2に対する回答